

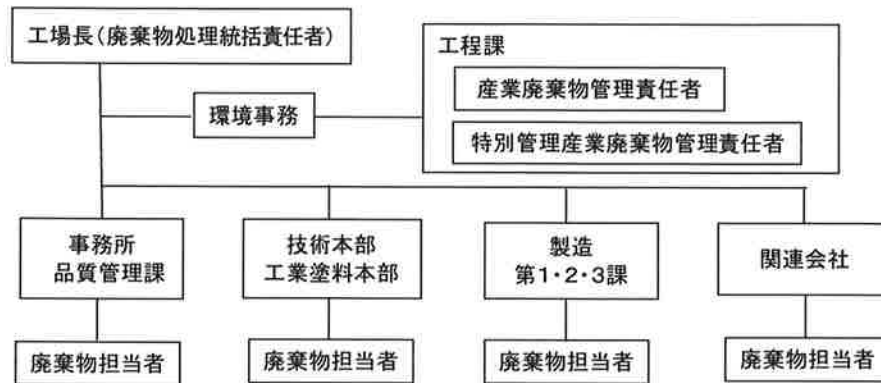
様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
令和3年5月 日	
愛知県知事 殿	
提出者	
住 所 大阪市中央区南船場1-18-11	
氏 名 大日本塗料株式会社	
取締役社長 里 隆幸	
委任 小牧工場長 山口 貴司	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 0568-72-4141	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	大日本塗料株式会社 小牧工場
事業場の所在地	小牧市大字三ッ淵字西之門878
計画期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	16 化学工業
②事業の規模	
③従業員数	280名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	・廃油（水性塗料）は、一部再生処理業者に委託し焼却後セメント原料に。その他は焼却後埋立へ。 ・汚泥は、中間減量化処理後に処理業者に委託し埋立へ。 ・廃プラは、一部再生処理業者へ委託し選別を行い燃料化へ。その他は、埋立へ。

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

【前年度（2020年度）実績】

産業廃棄物の種類	廃油(水性塗料)	汚泥
排出量	147 t	2593 t

(これまでに実施した取組)
 廃油→塗料製造工程の見直しなどにより歩留まり改善に努力し、減量化に向けた教宣（工程異常品削減）を各部署に行なっている。
 汚泥→歩留まり改善に努力し、排水原水の削減の取り組みを行っている。

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	廃油(水性塗料)	汚泥
排出量	139 t	2463 t

(今後実施する予定の取組)
 廃油→塗料製造工程の見直しで歩留を上げ削減に向けて努力していく。
 又要手品半製品を積極的に消化推進し発生を抑える。
 又工程異常品の削減に向け作業員の教宣指導をしていく。
 汚泥→昨年同様各部署に機械洗浄やタンク洗浄の効率化を図る様教宣指導を行い排水原水の発生を抑える。

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
 Iso14001の廃棄物排出要領を基に各担当者に毎月分別方法・状況等の教育指導を徹底して行っている。

②計画

(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
 混合廃棄物の発生は少ないが今後更に排出要領に基づき分別の再教育指導を行い、徹底させ、分別に関する感度を高めて行く。(特に新入社員・業託者等)

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 2020年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃油(水性塗料)	汚泥
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) 実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃油(水性塗料)	汚泥
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) 実施予定なし。		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ 2020年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃油(水性塗料)	汚泥
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	— t	2376 t
(これまでに実施した取組) 実施していない。			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃油(水性塗料)	汚泥
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	— t	2258 t
(今後実施する予定の取組) 実施予定なし。			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 2020年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃油(水性塗料)	汚泥
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) 実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃油(水性塗料)	汚泥
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) 実施予定なし。		

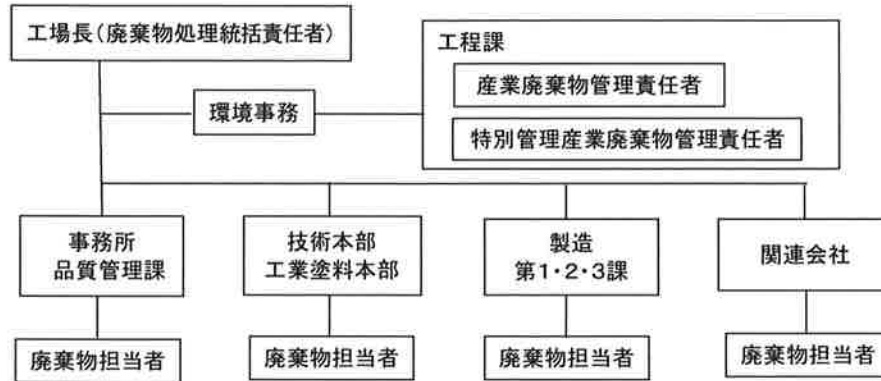
産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（ 2020年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃油(水性塗料)	汚泥
	全処理委託量	146 t	217 t
	優良認定処理業者への処理委託量	121 t	216 t
	再生利用業者への処理委託量	20 t	6 t
	認定熱回収業者への処理委託量	101 t	12 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) 廃油→燃料化・焼却灰の利用など、再生及び認定熱回収業者への処理委託量の比率アップの為、分別化に取り組んだ。 汚泥→再生利用業者や認定熱回収業者との折衝や選定を行い、再利用化を推進した。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃油(水性塗料)	汚泥
	全処理委託量	139 t	206 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	127 t	206 t
	再生利用業者への 処理委託量	21 t	7 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	106 t	13 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) 廃油→工場内で発生する排出量削減と共に委託量に関しても優良認定処理業者又は再生利用業者、認定熱回収業者への委託量の比率を高めて行く。 汚泥→優良認定処理業者、認定熱回収業者への比率を維持し、継続的に再生利用化を図って行く。また、製品の歩留り向上を教宣し排出量を抑制する。		
	※事務処理欄		

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

【前年度（2020年度）実績】

産業廃棄物の種類	廃プラ	
排出量	116 t	

（これまでに実施した取組）
 廃プラ → 徹底した分別を行い、社内で発生する廃プラ類の空容器等の再利用化を進めている。

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	廃プラ	
排出量	110 t	

（今後実施する予定の取組）
 廃プラ → 従来通り徹底した分別により再利用化・再資源化を進める。
 又、再生業者数社と折衝を行い、リサイクル化を更に推進する。

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
 Iso14001の廃棄物排出要領を基に各担当者に毎月分別方法・状況等の教育指導を実施している。

②計画

（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
 混合廃棄物の発生は少ないが今後更に排出要領に基づき分別の再教育指導を徹底させ分別に関する感度を高めて行く。（特に新入社員・業託者等）

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（2020年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラ	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) 実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラ	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) 実施予定なし。		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（2020年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラ	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) 実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラ	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) 実施予定なし。		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（2020年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラ	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	（これまでに実施した取組） 実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラ	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	（今後実施する予定の取組） 実施予定なし。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（2020年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラ	
	全処理委託量	116 t	
	優良認定処理業者への処理委託量	96 t	
	再生利用業者への処理委託量	31 t	
	認定熱回収業者への処理委託量	— t	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	— t	
	（これまでに実施した取組） 廃プラ → 再生利用業者と折衝を行い、処理委託量を増やした。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラ	
	全 処 理 委 託 量	1 1 0 t	
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	1 0 1 t	
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	3 2 t	
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	— t	
	認定熱回収業者以外の熱 回収を行う業者への処 理 委 託 量	— t	
	(今後実施する予定の取組) 廃プラ → 優良認定処理業者及び再生利用業者と継続的に折衝を行 い、燃料化・リサイクル化を積極的に進めていく。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。